平成３０年（フ）第３７７号
東京都西東京市田無町４丁目10―１―802
債務者　菅原　照子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９６３号
神奈川県大和市下鶴間2767番地５　ハイホーム鶴間202号
債務者　松本　勝海
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０００号
横浜市旭区四季美台73番地
債務者　望月　基樹
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３６７号
東京都町田市成瀬８丁目28番６号
債務者　片野智延葉
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３４８号
東京都稲城市百村1124番地の２ＳＴコーポ201
債務者　蓑輪　克也
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４５１号
東京都八王子市長房町1456番地２ハイツ井上205号
債務者　蒲地　直行
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１３号
東京都国立市富士見台３丁目17番地３－７－501
債務者　河内貴美子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２号
栃木県那須郡那須町大字湯本181番地　さつき荘６号室、前住所栃木県那須郡那須町大字富岡59番地
債務者　小山田孝夫
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月19日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成３０年（フ）第４７号
神奈川県大和市下鶴間2576番地53
債務者　田上　秀子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４５０号
東京都立川市曙町１丁目22番25号アバクスＡ棟901号
債務者　山田　圭子（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２５５５号
千葉県流山市東初石２丁目201番地３
破産者　株式会社雄心屋
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５５号
東京都新宿区高田馬場４丁目14番６号
破産者　有限会社ラズエル
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９０１号
東京都練馬区中村２丁目10―５　テラス・グリエブランＢ－３
破産者　熊手　和宏
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９２０号
東京都江戸川区南葛西４丁目18番４号
破産者　有限会社東京小林運輸
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５２２号
埼玉県川口市本町３丁目７―14
破産者　鮭川　嘉文
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５８９号
東京都中央区日本橋兜町18番５号
破産者　株式会社ランドディベロップ
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５９１号
千葉県八千代市大和田新田451―３―705
破産者　高田　　浩
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部